



# 平成27年度から保育園・幼稚園の

# 入所手続きが変わります

平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を目指した「子ども・子育て支援新制度」が始まります。この新制度の導入により、次のとおり保育園・幼稚園などの入所手続きが変更になりますのでお知らせします。

## 主な変更点

- ① 認定の申請  
新制度では、保育園・幼稚園などを利用するために、市から1〜3号の認定を受ける必要があります。認定については、利用できる施設によって異なります。(下表参照)
- ② 保育を必要とする理由  
保育園の利用を希望する場合は、保護者が次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当する必要があります。  
就労/妊娠/出産/同居親族などの介護、看護/災害復旧/求職活動/就学(職業訓練も含む)/虐待やDVのおそれ/育児休暇取得中/その他特に市が認める場合
- ③ 保育の必要量  
②の2号・3号認定の人で「就労」を理由とする場合は、就労時間に応じて「保育時間の認定」を受けることとなります。(左表参照)

支給認定区分	認定条件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で幼稚園を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育園を希望し、「保育を必要とする理由」に該当する児童	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育園を希望し、「保育を必要とする理由」に該当する児童	保育園 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設で、平成26年12月現在、長門市にはありません。

認定区分	認定条件	利用可能な時間
保育標準時間	就労時間が月120時間以上	11時間/日
保育短時間	就労時間が月52時間以上120時間未満	8時間/日

各認定区分の「利用可能な時間」を超えての利用は可能ですが、別途料金が必要です。その金額は現在調整中で、確定次第お知らせします。

- ④ 保育料について  
新制度では、保育園と同様に、宗頭幼稚園の保育料についても、保護者の所得に応じて決まります。(新たな利用料については現在調整中です。確定次第お知らせします)  
また、保育料の算定について、「現年度所得税額」(その年の所得税額)により決定していましたが、新制度では4月〜8月分は「前年度市民税所得割額」(前年に課税されている市民税所得割額)、9月〜3月は「現年度市民税所得割額」(その年に課税されている市民税所得割額)により決定します。  
**平成27年度保育料の場合**  
● 4〜8月分保育料  
↓平成26年度市民税所得割額により算定  
● 9〜3月分保育料  
↓平成27年度市民税所得割額により算定  
現在市では、平成25年12月に実施した保護者へのニーズ調査の結果を踏まえ、今後の子育て支援のあり方について計画を策定しているところです。計画策定後、すみやかに公表します。

## 平成27年度園児募集

保育園・宗頭幼稚園・依山幼稚園では、平成27年4月からの園児を次のとおり募集します。

### ● 受付期間

平成26年12/1(月)〜平成27年1/30(金)

### ● 申込受付場所

福祉課子ども未来室

Tel 23・1156

三隅支所総合窓口課

Tel 43・2444

日置支所総合窓口課

Tel 37・2193

油谷保健福祉センター

Tel 33・3021

※現在保育園を利用中の保護者は、各園で申し込み可能です(在園児兄弟の新規分も含む)

### ● 申込方法

申込受付場所および各園に備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出してください。

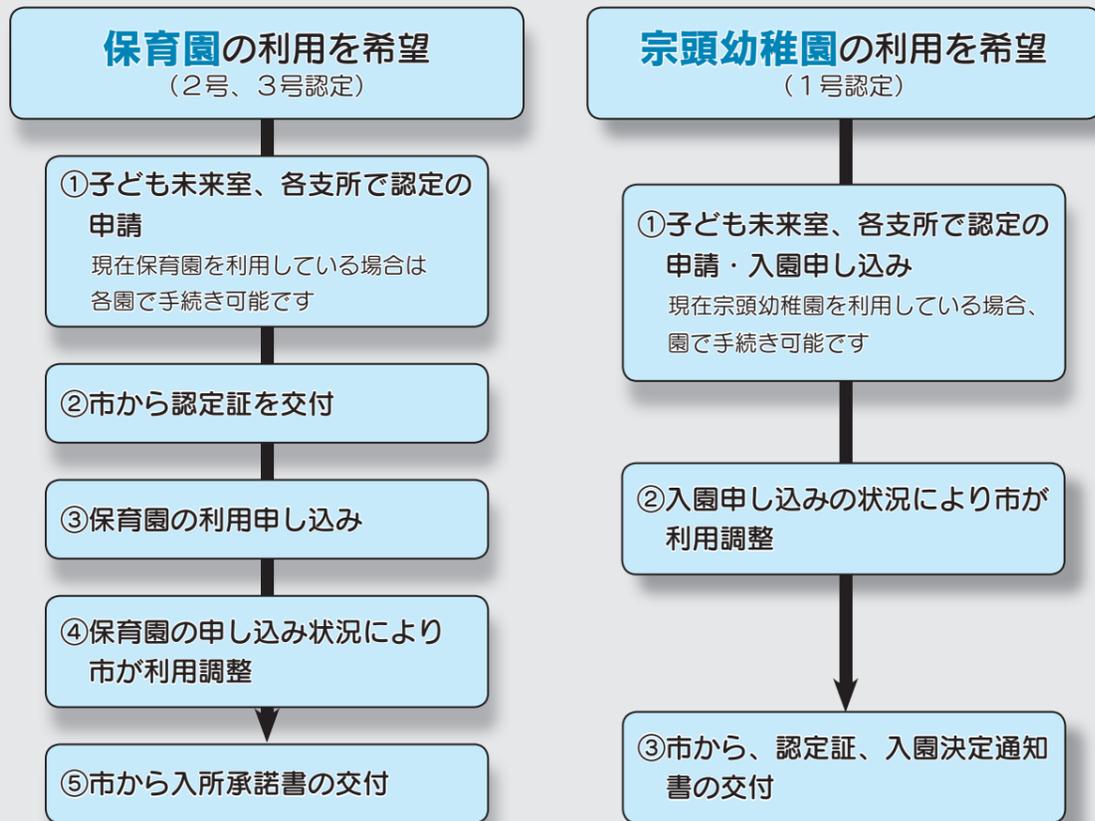
※4月2日以降に途中入所を希望する場合は、希望月の2カ月前から1カ月前までに申し込んで下さい

■ 問い合わせ 福祉課子ども未来室  
Tel 23・1156

## 保育園・幼稚園の利用申し込み手続きの流れ

※依山幼稚園については、従来どおり変更ありません

12月1日(月)から受付開始



※①と③の申請は、同時に行うことが可能